

議案第 31 号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 15 条の 2 第 1 項中「及び第 5 条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条の規定の適用については、同条第 2 項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和 6 年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、職員の手当を改定するため、当該条例を改正する必要があると提案する。